

## 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第7条第1項
処 分 の 概 要：風俗営業の相続の承認
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第7条第3項において準用する第4条第1項（承認の基準） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（相続承認申請書の提出）、第7条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第14条（相続の承認の申請）
審 査 基 準： 風俗営業等適正化法第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第7条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間： 30日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。また、経由機関における期間についても、各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（平成22年7月9日 警察庁生活安全局）第12を参照すること。